

青梅市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、青梅市の地域経済を活性化させ、地域社会の発展に向けて、相互に連携をするものとし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力をすることにより、青梅市の地域経済の活性化および地域社会の発展に資することを目的とする。

なお、乙においては、青梅市内に所在する郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 地域の安心・安全に関すること。
- (3) 未来を担うこどもの育成に関すること。
- (4) 環境保全・対策に関すること。
- (5) 市政情報等の発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲および乙は、連携事項を効果的に実施するため、具体的な協力内容については、別途協議を行い、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合および協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協定の解除）

第5条 甲および乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の解除を行うことができるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

- 2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
- (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
 - (2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害
 - (3) その他前2号に掲げる行為に類似するもの
- 3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなくただちに本協定を解除することができる。

(守秘義務)

- 第7条 甲および乙は、連携事項の具体化の検討および第2条第2項にもとづき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示または漏えいをしてはならない。
- 2 甲および乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

- 第9条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自がその1通を保有するものとする。

令和6年10月24日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都青梅市東青梅一丁目13番地の2

日本郵便株式会社

青梅郵便局長 林部 晋也

東京都青梅市御岳本町163番地の5

日本郵便株式会社

御岳郵便局長 野村 誠